

社会福祉法人 栄真会 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人栄真会の役員の報酬に関する事項を定めるものである。

(適用役員)

第2条 この規定の適用を受ける役員は、社会福祉法人栄真会の理事及び監事とする。

(理事及び監事の報酬)

第3条 理事及び監事の報酬は、次のとおりとする。

- 1 理事長の報酬 (1) 常勤の場合 … 年額720万円以内
(2) 非常勤の場合 … 年額360万円以内

理事長の報酬は、実態に即するものとし、以下を基準とする。

月出勤日数が、1日～4日 年額240万円以内 (月額20万円以内)

月出勤日数が、5日～9日 年額300万円以内 (月額25万円以内)

月出勤日数が、10日～ 年額360万円以内 (月額30万円以内)

- 2 理事長以外の理事及び監事の報酬は、無報酬とする。

(理事長の職務内容)

第4条 理事長は、次の業務を行う。

- (1) 社会福祉法人栄真会定款施行細則第30条 別表1の理事長専決事項
- (2) 法人本部及び特別養護老人ホーム、その他の施設の会計責任に関すること
- (3) 法人本部の経営及び経営に関すること

(附則)

平成19年12月15日 第5条追加

平成20年3月8日 第4条一部変更 第5条削除

平成24年9月8日 第4条一部追加

平成30年12月8日 第2条、第3条、第4条 一部変更